



SuMi TRUST 年金ニュース

(平成29年7月19日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

育児・介護休業法の改正（平成29年10月1日付）に伴う規約変更手続きについて

「[雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）](#)」の施行により、平成29年10月1日付で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の一部が改正されます。本法改正に伴い、確定給付企業年金制度を見直す場合の規約変更手続きについて、厚生労働省に確認いたしましたので、以下の通りご案内いたします。

【内容】

確定給付企業年金制度の加入者の範囲から育児休業・介護休業中の者を除外している場合や、給付額算定期間から当該休業期間を除外している場合、規約においては事業主様において定められた「育児休業・介護休業規程」等を引用して加入者の範囲や給付額算定期間を定義しております。

今般の法改正に伴い、事業主様において、当該「育児休業・介護休業規程」等を変更される場合、変更内容にあわせた規約変更が必要となります。（法改正による各改正項目については、次ページをご参照ください。）

【対象】

以下2点の両方に該当するお客様は規約変更が必要となります。

- ・ 確定給付企業年金の加入者の範囲から育児休業・介護休業中の者を除外している、又は給付額算定期間から当該休業期間を除外している。
- ・ 「育児休業・介護休業規程」等を変更し、確定給付企業年金において、除外対象としている、育児休業・介護休業の取り扱いを変更する。

なお、変更内容に応じ行政宛手続きが異なります。[規約変更確認用のチェックシート](#)でご確認ください。

※ 弊社総幹事のお客様におかれましては、当該チェックシート、及び「育児休業・介護休業規程」等の規約で引用する諸規程の改定前・後（又は新旧対照表）をご提出の上、弊社営業担当者へ規約作成（数理関係書類作成）をご依頼ください。

【規約変更に係る行政宛手続き】

(1) 以下の両方に該当する場合 ⇒届出不要

①加入者の範囲から育児休業・介護休業中の者を除外している。

②今回の法改正に伴い、確定給付企業年金制度において、さらに6ヶ月間育児休業期間を延長する変更のみを行う。(下表の通番1のみを行う場合)

(2) (1)の①に該当しない場合 ⇒届出

(1)の①に該当し、②に該当しない場合 ⇒承認・認可申請

※遡及適用は不可とされているため、施行日までに規約変更の手続き(同意等)を実施する必要があります。ただし、届出の場合の厚生局への提出は施行日以降速やかに行なうことで可とされております。

※届出(又は承認・認可申請)の場合、数理関係書類の添付が必要となります。

※直近の法改正(平成29年1月1日付)と手続きが異なりますのでご注意ください。

(参考) 育児・介護休業法の改正項目と、確定給付企業年金制度への影響

育児・介護休業法の改正項目は以下の通りとなります。各項目に応じて、想定される確定給付企業年金制度への影響をご案内します。

通番	育児・介護休業法の改正項目	確定給付企業年金制度(加入者の範囲、給付額算定期間の算定)に想定される影響
1	<p>【改正前】</p> <p>本人又はその配偶者が育児休業を取得しており、その子が<u>1歳</u>の時点で保育所に入れられない等の場合は、<u>1歳6ヶ月</u>まで育児休業を延長できる</p> <p>【改正後】</p> <p>(改正前に加え)その子が<u>1歳6ヶ月</u>の時点で保育所に入れられない等の場合は、<u>2歳</u>まで育児休業を延長できる</p>	<p>育児休業等を取得する機会が増えることとなるため影響する可能性がございます。</p>
2	<p>事業主に、労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、育児・介護休業等の制度を周知する努力義務の追加</p>	—
3	<p>事業主に、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対して、育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずる努力義務の追加</p>	<p>育児休業等を取得する機会が増えることとなるため影響する可能性がございます。</p>

(ご参考) ・厚生労働省HPに掲載の以下の資料もご参考ください。

[リーフレット「平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします」](#)

[平成29年改正法の概要](#)

・今回の追加資料として、規約変更理由書、規約変更例等を別途ご案内する予定です。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3587